

令和8年度 技能講習・特別教育・安全衛生等教育開催予定表

登録の有効期間の満了日 令和11年3月30日

福岡労働局長登録教習機関

(登録番号) 玉掛け技能講習第14号
 (登録番号) 床上操作式クレーン運転技能講習第1号
 (登録番号) 小型移動式クレーン運転技能講習第2号

一般社団法人 日本クレーン協会福岡支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目
 12-6 花村ビル9階
 電話 092(471)7152 ・ FAX 092(471)9624

※講習案内・申込書は、ホームページ(日本クレーン協会福岡支部 入力検索)が当支部へご請求下さい。問い合わせもお気軽にどうぞ!

教育等区分	講習日程
移動式クレーン定期自主検査者安全教育	6/14 北九州 7/5 熊本 8/23 福岡 10/18 福岡
	12/13 北九州 令和9年 3/7 福岡 3/28 熊本
天井クレーン定期自主検査者安全教育	4/26 北九州 6/14 北九州 7/5 熊本 8/23 福岡
	10/18 福岡 12/13 北九州 令和9年 3/7 福岡 3/28 熊本
移動式クレーン運転士安全衛生教育	6/14 北九州 8/23 福岡 10/18 福岡
ワイヤロープ安全点検基準講習	令和9年 2/17 福岡
酸素欠乏危険作業特別教育(第2種)	6/20 福岡

※ 臨時講習については、随時ホームページに掲載いたします。

(一社) 日本クレーン協会福岡支部の講習等の特長

- 熱心な講師陣による、少数の講習、「安全」がしっかり身に付きます。
- 企業の負担が少ない!
 - 土曜・日曜をかなり入れてありますから、業務との調整がやりやすい。
 - 玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育の資格を4日間で取得できます。時間や講習料が節約可能。
- 専門的知識が身に付きます。
 - 定期自主検査者教育では、年次・月例検査のやり方の知識を習得できます。
 ※厚生労働省の定期自主検査指針に基づき検査項目、検査方法、判定基準等を教育します。
 ※修了者は定期自主検査済ステッカーを購入できます。
 - 移動式クレーン運転士の安全衛生教育では、厚生労働省の移動式クレーン安全衛生教育指針による免許取得後5年経過した者に対する教育ですから、受講者は大手企業等の信頼が得られます。
 - ワイヤロープの点検基準講習会では、信頼ある日本クレーン協会の基準等に基づき点検・保守・廃棄基準等を直に学べます。
 - 全ての教育で専門的知識を学習した証の修了証が貰えますから、社内や対外的にも信頼が得られます。

取得できる資格

※技能講習は、学科・実技とも試験に合格することが必要

- 床上操作式クレーン運転技能講習
 つり上げ荷重5トン以上の床上で荷と共に移動する方式のクレーン運転の資格が取得できます。なお、5トン未満の天井クレーン、橋形クレーン、クライミング式等のジブクレーンなど無線操作や機上運転等も可能です。
- 小型移動式クレーン運転技能講習
 つり上げ荷重1トン以上5トン未満のトラッククレーン、積載形トラッククレーン、ラフテレーンクレーン等のホイールクレーン、クローラクレーン等の小型移動式クレーンの運転ができます。
- 玉掛け技能講習
 つり上げ荷重1トン以上のクレーンや移動式クレーン等の荷の玉掛け・玉外し業務に従事することができます。
- クレーン運転特別教育
 つり上げ荷重5トン未満の天井クレーン、橋形クレーン、クライミング式等のジブクレーンなど無線操作や機上運転等可能です。
- 酸素欠乏危険作業特別教育(第2種)
 酸素欠乏危険場所および硫化水素等の発生場所における作業に労働者を就かせるときには特別の教育が必要です。